

# 婚外子相続差別は違憲

## 最高裁決定 政府、民法改正へ

結婚していない男女間  
に生まれた婚外子（非嫡  
出子）の相続分を法律婚  
の子（嫡出子）の半分と  
する民法の規定を巡る裁  
判で、最高裁大法廷（裁  
判長・竹崎博允長官）は  
無効だとする決定をし  
た。裁判官14人全員一致  
の判断で、規定を合憲と  
見直した。（関連記事3  
面、社会面に）  
判例変更に伴う混乱を

▼婚外子の相続規定  
婚姻届を提出した法律上  
の夫婦間に生まれた子を  
「嫡出子」、結婚してい  
ない男女間に生まれた子  
を「非嫡出子」（婚外子）  
と呼ぶ。民法は9000条  
4号ただし書きで「非嫡  
出子の相続分は嫡出子の  
2分の1」と規定。明治

時代の旧民法に盛り込  
まれ、戦後も引き継がれ  
た。厚生労働省の人口動態  
統計によると、2011  
年に出生した嫡出子は1  
02万7452人（97・  
8%）。婚外子は2万3  
354人（2・2%）で、  
増加傾向にある。

が高まっていた。菅義偉  
官房長官は4日の記者会  
見で「最高裁の判断は嚴  
粛に受け止める必要があ  
る」と発言。政府は早けれ  
ば秋の臨時国会への民法  
改正案の提出を目指す。  
大法廷が決定を出した

のは、2001年7月に  
死亡した東京都の男性と  
同年11月に死亡した和歌  
山県の男性の遺産分割審  
判の特別抗告審。いずれ  
の男性も法律婚の妻と内  
縁関係の女性との間にそ  
れぞれ子供がいた。  
大法廷は決定理由で、  
日本社会に法律婚制度が  
定着していることを認め  
ながらも、家族の形態が  
多様化し国民の意識も変  
化していると指摘。「父  
母が婚姻関係になかった  
という、子にとって選択  
の余地がない理由で不利  
益を及ぼすことは許され  
ないという考えが確立さ  
れている」と判断した。  
そのうえで「嫡出子と  
婚外子の相続分を区別す  
る合理的根拠は失われて  
いる」とし、遅くとも今  
7月には規定は違憲とな  
っていたと結論づけた。

防ぐため、今回の判断は  
すでに決着済みの遺産分  
割には影響しないとす  
る異例の言及をした。

明治時代から引き継が  
れてきた婚外子の相続規  
定に対しては、国内外か  
ら「不当な差別」と批判